

株 主 各 位

神奈川県横浜市都筑区仲町台五丁目5番1号

**株 式 会 社 テクノメディカ**

代表取締役社長

實 吉 政 知

### 第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第29期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年9月14日（水曜日）午後5時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年9月15日（木曜日）午前10時  
(決算発表の延期等に伴う株主総会の延期により、前回定時株主総会当日の平成27年6月25日と離れております。)
2. 場 所 横浜市港北区新横浜三丁目18番1号  
新横浜国際ホテル 南館3階 「チェスターハウス」  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第29期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 剰余金処分の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件  
第5号議案 会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.technomedica.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 過年度決算の訂正に関するご報告

平成28年3月期の決算監査において、監査法人から、当社の売上取引に関して不適切な会計処理がなされている疑義の指摘を受けて、当社は、平成28年4月28日に本件疑義に係る事実解明及び会計処理の適正性に係る事実解明を目的として第三者委員会を設置しました。

平成28年6月23日に、第三者委員会による調査報告書を受領し検討した結果、主に前代表取締役会長や前常務取締役経営管理部長の指示に基づき以下の不適切な会計処理が行われたことが判明しました。

### ①採血管準備装置（国内）に係る売上の先行計上又は架空取引

平成19年3月期以降の採血管準備装置（国内）の売上取引の一部について、製品をエンドユーザーである病院等に納品していないにも関わらず、当社が直接契約している外部倉庫に製品を移動させることで直接の販売先である顧客の検収を受けたかのような外観を作出し、売上高の先行計上を行っていた。

また、売上取引の実態がないにも関わらず、特定の取引先に対して売上を計上し、当社より当該取引先に対して架空の研究開発を発注することで資金を還流させ売上代金を回収したかのような外観を作出し、架空取引を行っていた。

### ②輸出売上取引に係る売上の先行計上又は架空取引

平成21年3月期以降の採血管準備装置等の海外の取引先への売上取引の一部について、顧客注文書、船荷証券（B/L）又は航空貨物運送状（Air Waybill）の偽造等を行い、売上高の先行計上又は架空取引を行っていた。

### ③医療関係システムに係る売上高の先行計上

平成22年3月期以降の医療関係のシステムの開発、保守及び既存システムの更新に係る売上取引の一部について、顧客からの検収を受ける前に検収書の偽造を行うこと等の方法により、売上高の先行計上を行っていた。

### ④関連当事者との取引に係る架空取引

平成23年3月期の当社の法人主要株主に対する機器の売上取引260百万円について、売掛金の回収に関する合理的な根拠がないにも関わらず、売上取引が成立しているような外観を作出し、また、当社より法人主要株主に対して架空の仕入及び架空の研究開発を発注することで資金を還流させ売上代金を回収したかのような外観を作出するなどして、架空取引を行っていた。

上記の不適切な会計処理の発覚を受け、当社は過年度の売上高の取り消し等の訂正を行うことといたしました。

当該訂正による過年度決算への影響額の概要は、以下の通りであります。

(単位：百万円)

期間	項目	訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	増減率 (%)
平成23年 3月期 (通期)	売上高	7,559	7,421	▲137	▲1.8
	営業利益	1,451	1,308	▲143	▲9.9
	経常利益	1,455	1,314	▲141	▲9.7
	当期純利益	933	764	▲168	▲18.1
	総資産	10,616	9,876	▲739	▲7.0
	純資産	8,218	7,421	▲797	▲9.7
平成24年 3月期 (通期)	売上高	7,980	7,694	▲286	▲3.6
	営業利益	1,828	1,790	▲37	▲2.1
	経常利益	1,831	1,794	▲36	▲2.0
	当期純利益	1,074	1,030	▲43	▲4.1
	総資産	12,004	11,227	▲776	▲6.5
	純資産	9,071	8,230	▲840	▲9.3
平成25年 3月期 (通期)	売上高	8,151	8,142	▲8	▲0.1
	営業利益	1,940	2,009	68	3.5
	経常利益	1,944	2,013	68	3.5
	当期純利益	1,243	1,276	32	2.6
	総資産	12,809	12,130	▲678	▲5.3
	純資産	10,058	9,250	▲808	▲8.0
平成26年 3月期 (通期)	売上高	9,000	8,933	▲66	▲0.7
	営業利益	2,156	2,331	175	8.1
	経常利益	2,159	2,335	175	8.1
	当期純利益	1,355	1,454	99	7.3
	総資産	13,845	13,363	▲482	▲3.5
	純資産	11,147	10,438	▲709	▲6.4
平成27年 3月期 (通期)	売上高	9,519	9,145	▲374	▲3.9
	営業利益	2,320	2,288	▲32	▲1.4
	経常利益	2,323	2,249	▲73	▲3.2
	当期純利益	1,486	1,429	▲57	▲3.9
	総資産	15,693	15,148	▲545	▲3.5
	純資産	12,344	11,578	▲766	▲6.2

また、上記の訂正を行う過程において、第三者委員会からの指摘とは別に、債権と債務の残高について差異が発生していることが新たに判明し、調査の結果、第三者委員会において指摘された不適切な売上取引が調査対象期間以前にも行われていたことが判明したため、併せて訂正を行いました。

この不適切な会計処理等は、役職員におけるコンプライアンスの意識が希薄であったこと、内部統制・ガバナンス体制等の不備に起因するものと考えられます。当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識し、財務報告に係る内部統制を是正するため、以下のとおり再発防止策を講じ、内部統制の改善を図っております。

#### (1) 役職員のコンプライアンス意識の向上

全役職員を対象に、コンプライアンス全般に係る理解と会計知識の向上を目的とした教育研修を実施いたしました。

#### (2) ガバナンス体制の是正

現経営陣と一定の緊張感を保ち、厳しく業務執行部門を管理・監督できる取締役候補者を採用し、株主総会において選任いただく予定です。また同時に、企業法務等について深い見識を備え、過去に当社との業務上の接点が無い弁護士を、株主総会の決議をもって社外取締役として選任いただき、独立役員として届出をおこなう予定です。この他、外部への通報窓口を設け、不適切な会計処理等の再発防止に努めます。

#### (3) 収益認識時点を特定する証憑書類の整備

売上計上の根拠としていた証憑書類が、検収の実態と乖離していたことから、適切な収益認識を裏付ける証憑書類の整備を進めます。

#### (4) 棚卸の実施体制の是正

外部倉庫で製品の一時保管等を行い、適切な在庫管理がなされていなかった事実を踏まえ、適切な棚卸が行われる体制の整備を進めます。

上記の施策に加え、今後、内部統制のあり方について議論を深め、再発防止策を検討、実行し、確固たるガバナンス体制の構築を図ってまいります。

このたび、上記の事態により、株主総会の延期をはじめとして多大なるご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことを、改めて心よりお詫び申し上げます。

再発防止と信頼回復に向けて、役職員一同、全力を尽くしてまいりますので、引き続きご支援を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府および日銀による経済・金融政策を背景に、企業業績や雇用環境に改善が見られるなど、緩やかな景気回復基調を維持しつつも、個人消費の伸び悩みや、為替相場・原油価格の急激な変動等の懸念材料も多く、依然として先行きの不透明な状況で推移しました。

世界経済については、米国・欧州において堅調な個人消費の下支え等により底堅く推移した一方、中国をはじめとする新興国においては景気減速の傾向が顕著となり、米国の金融政策や原材料価格の動向に対する警戒感も相まって、全体として停滞感の強い展開が続きしました。

国内医療業界においては、政府の定める「骨太の方針」において、2016年度から2018年度を財政健全化のための「集中改革期間」と位置づけ、社会保障費の伸びを抑制していく方針が明確に示される中、平成28年4月1日に行なわれた診療報酬の改定においては、本体・薬価等を合わせた全体としての改定率がマイナス0.84%となるなど、医療費の抑制政策が継続して推進されており、依然として厳しい状況が続いております。

このような経営環境の中で、当社では、採血管準備装置の主力機種であるBC・ROBO-8000RFIDにより既存ユーザーの更新需要を着実に捕捉するとともに、健診施設・クリニック向けの卓上タイプにより、中小規模の医療施設における検体管理強化のニーズにも対応し、また、全自動尿分取装置UA・ROBO-2000RFID、RFID輸血管理・照合システムおよびRFID尿検体管理システムの販売拡大により、更なる市場シェアの拡大に注力してまいりました。

(※) RFID:Radio Frequency Identification・・・ICタグの個別情報を無線通信によって読み書きするシステム

その結果、国内市場における売上高は、8,233,096千円(前期比0.1%減少)となりました。

海外市場における売上高は、欧州・中南米向けの装置売上が伸長した一方、アジア市場における販売が伸び悩んだことにより、799,325千円(前期比11.3%減少)、また、総売上高に対する海外売上高の占める割合は、前期比1.1ポイント減少し8.8%となりました。

以上の営業活動の結果、当事業年度の売上高は9,032,422千円(前期比1.2%減少)となりました。品目別の売上高としては、消耗品等(前期比4.4%増加)、その他(前期比38.8%増加)が、前期比において増加となりました。

利益面に関しては、仕入原価の増加等により売上総利益は4,009,728千円(前期比11.4%減少)、新型採血管準備装置・血液ガス分析装置の開発等により研究開発費が前期比124,105千円増の464,928千円となった事から販売費及び一般管理費は2,368,773千円(前期比5.9%増加)となり、営業利益は1,640,955千円(前期比28.3%減少)、経常利益は1,645,558千円(前期比26.9%減少)、当期純利益は1,197,035千円(前期比16.2%減少)となりました。

品目別売上状況は次のとおりであります。

区 分	第 28 期 (平成27年3月期)		第 29 期 (当事業年度) (平成28年3月期)		前期比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
採血管準備装置	千円 4,243,907	% 46.4	千円 3,948,137	% 43.7	千円 △295,769	% △7.0
検体検査装置	610,870	6.7	544,202	6.0	△66,667	△10.9
消 耗 品 等	4,110,951	44.9	4,290,996	47.5	180,045	4.4
そ の 他	179,410	2.0	249,084	2.8	69,674	38.8
合 計	9,145,139	100.0	9,032,422	100.0	△112,717	△1.2

(注) 当事業年度の決算監査の過程で、過年度において不適切な会計処理が行われたことが判明したため、過年度の決算数値を訂正いたしました。

第28期の品目別売上状況は、当該訂正後の数値を記載しております。

#### <採血管準備装置>

当事業年度における採血管準備装置の売上高は3,948,137千円(前期比7.0%減少)となりました。

検体情報の統括管理システム「RFID」を搭載した付加価値の高い製品ラインナップを取り揃え、採血室業務の効率化を実現する、最適な装置のシステムの組み合わせを提案する営業活動を展開してまいりましたが、国内の大病院を中心に、採血管準備装置の更新について慎重な姿勢があったこと等により、前期比において採血管準備装置の販売単価は低下、納入施設数は横ばいとなりました。

以上の結果、当事業年度の採血管準備装置の新規および更新納入施設数は、前期比と同数の262施設となりました。納入施設数の内訳は、国内新規案件48施設(前期比2施設増)、国内更新案件155施設(前期比4施設増)、海外新規案件59施設(前期比6施設減)となりました。

#### <検体検査装置>

当事業年度における検体検査装置の売上高は544,202千円(前期比10.9%減少)となりました。

血液ガス分析装置「GASTAT-1800シリーズ」、「GASTAT-navi」を主力として、電解質分析装置では「STAX-5 inspire」、「STAX-6」等、デスクトップ型とハンディ型を揃え、多様なニーズを捉えるべく販売活動をおこなってまいりましたが、他社との競争が激化する市場環境において、前期比での売上は減少となりました。

#### <消耗品等>

当事業年度における消耗品等の売上高は4,290,996千円(前期比4.4%増加)となりました。

採血管準備装置のユーザーへの営業訪問時、および技術サービス出向時を活用し、当社純正の消耗品の使用を促進する営業活動を継続した結果、装置の累計納入台数に比例して安定した売上を確保いたしました。

#### <その他>

当事業年度において、その他の売上高は249,084千円(前期比38.8%増加)となりました。

- ② 設備投資の状況  
特筆すべき重要な事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第26期 (平成25年3月期)	第27期 (平成26年3月期)	第28期 (平成27年3月期)	第29期 (当事業年度) (平成28年3月期)
売 上 高(千円)	8,142,751	8,933,682	9,145,139	9,032,422
経 常 利 益(千円)	2,013,041	2,335,329	2,249,664	1,645,558
当 期 純 利 益(千円)	1,276,255	1,454,262	1,429,133	1,197,035
1株当たり当期純利益(円)	145.69	166.01	163.14	136.78
総 資 産(千円)	12,130,805	13,363,145	15,148,406	14,801,076
純 資 産(千円)	9,250,010	10,438,429	11,578,390	12,081,200

- (注) 1. 当事業年度の決算監査の過程で、過年度において不適切な会計処理が行われたことが判明したため、過年度の決算数値を訂正いたしました。上記の財産および損益の状況は、当該訂正後の数値を記載しております。
2. 当社は、平成25年10月1日付で、株式1株につき300株の株式分割をおこなっております。当該株式分割については、第26期の期首に株式分割がおこなわれたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。なお、第26期から第28期の各数値については、訂正後の数値を記載しております。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

このたび、会計監査人からの指摘および第三者委員会による調査の結果、当社の売上取引に関して不適切な会計処理が行われていたことが明らかとなりました。この不適切な会計処理は、役職員におけるコンプライアンスの意識が希薄であったこと、内部統制・ガバナンス体制の不備に起因するものと考えられます。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識し、財務報告に係る内部統制を是正するため、第三者委員会からの提言を踏まえ、以下のとおり再発防止策を講じ、内部統制の改善を図ってまいります。

#### ①役職員のコンプライアンス意識の向上

前期比での売上高の増加を続ける、との経営方針により、不適切な会計処理を行ってまでもこれを実現すべき、との誤った意識を役職員が持つに至りました。これを踏まえ、上場会社として、公正な証券市場の確立に不可欠な適正な開示をおこなうことの責務について認識するため、全役職員を対象に研修を行い、コンプライアンス重視の経営方針を確認いたしました。また、社内において製品の売上の認識および製品の検収の意義にかかわる理解の不足があったことが、今回の問題発生と発見できなかったことの一因となっていると考えられるため、売上認識、管理および会計等に関する教育研修についても、全役職員を対象に行いました。

#### ②ガバナンス体制の是正

採血管準備装置の売上高の前倒し計上は、社内では周知の事実でありながら、これが不適切な会計処理であるとの認識を持たず、異を唱えるものがないなかった事が、不適切な会計処理が長年にわたり継続された一因となっております。このような不適切な会計処理が再発しないために、現経営陣と一定の緊張感を保った上で厳しく業務執行部門を監督でき、企業経理財務の実務に深い経験を持った取締役候補者を採用し、本株主総会において取締役として選任いただく予定です。これにより、適切な会計処理の徹底を図ります。更には社外取締役として、企業法務等について深い見識を持ち、過去に当社との業務上の接点が無い弁護士を、この株主総会において選任することをお願いしております。また、社内で何らかの不適切な処理の疑いがあった場合に通報をする窓口を外部にも設け、適切な対応をとれるようにいたしました。

#### ③収益認識時点を特定する証憑書類の整備

採血管準備装置に係る売上取引につき、売上計上の根拠証憑としていた「検収確認書兼受領書」が、取引先の検収の事実の有無にかかわらず押印されており、検収の実態を示すものではなく、医療施設等のエンドユーザーにおける検収の事実を示す証憑書類が存在しませんでした。今後、売上計上と検収

の実態の乖離を防ぐべく、証憑書類のあるべき形について議論・検討を深め、会計処理上適切な収益認識を裏付ける証憑類の整備を進めます。

#### ④棚卸の実施体制の是正

期末時点において外部倉庫で採血管準備装置の本体等の一時保管を行っていましたが、これを監査法人に伝えず、当社においても実地棚卸の対象としておりませんでした。これを踏まえ、適正な在庫管理、会計監査人との正確な情報連携を徹底し、棚卸の実施が適切に行われる体制の整備を進めます。

以上の施策により、社内においてコーポレート・ガバナンスの意義と重要性を改めて共有し、経営者層のみならず従業員一人ひとりが、法令はもとより社会規範の遵守、徹底に努めるべく、ガバナンス体制の建て直しを図ってまいります。

次に、医療業界において当社が対処すべき課題についてご説明いたします。

少子化・高齢化の速度が速い我が国では、医療費の増大が国家財政上の大きな負担となり、医療保険財政の悪化に対応するための医療財政の緊縮化、医療費適正化政策の維持・強化等、政府の医療費抑制政策が継続して推進されております。

臨床検査医療費は、医療保険制度のもと、診療体系による支払制度が基準となっておりそのため、制度改革論議のもとにおいて恒常的に2年毎におこなわれる診療報酬の改定は、医療機関の収入に影響し、必然的に当社が主要なターゲットとしている臨床検査市場全体へと響くことが予想されます。

また医療施設では、臨床検査装置の自動化、ブランチラボ（注1）やFMS（注2）方式による検査の外注・委託の増加、医療施設の統廃合が引続きおこなわれ、今後益々の値下げ要請およびメーカー間の競争が激しくなると予想されます。

医療施設におけるコスト削減および効率化がおこなわれていく一方、医療の安全への関心の高まり、質の向上、QOL（注3）を重視する風潮は強まり、病気の診断治療から予防へ、治療技術からQOL重視へと医療の質が転機を迎えつつある現在、医療機器メーカーについても新たな視座に立ち、その在り方を検討することが必要とされております。

このような見通しの中、医療財政やQOLの観点からも、長期療養を要する生活習慣病やストレス診断等のセルフケア、プライマリーケアを実施できるよう、今後も保険点数の影響に左右されず付加価値を付けたPOCT（注4）分野の検体検査装置やヘルスケア製品の研究開発に引き続き注力をしてまいります。

政府の推進する医療施設業務のIT化による電子カルテやオーダーリングシステムの普及に伴い、需要の高まりがある採血管準備装置については新製品の積極的な営業活動を展開するとともに、採血管準備装置導入の後押しとなる電子カルテ・検査システムの販売と併せて、更なるシェアの拡大に努めてまいります。

医療機器産業では、品質・コスト面において世界的な競争激化が予想されるため、バイオ技術や新素材の利用をおこない、新しい技術を医療機器へ応用した、新規性のあるお客様に選ばれる製品の早期製品化に努めてまいります。

（注1）ブランチラボ

受託先（検査センター）が病院内のスペースに新たに検査室を作るというものであります。

（注2）FMS（Facility Managed System）方式

臨床検査を担当する技師およびそのスペースは病院側から提供されるが、分析装置などの設備、試薬や消耗品等のランニングコストおよび、検査部運営のためのノウハウは受託先の検査センターが負担するシステムであります。

（注3）QOL（Quality Of Life）

人間が日常生活上で必要とされている満足感、幸福感、安定感を規定している様々な要因のことであります。

（注4）POCT（Point Of Care Testing）

診察・看護の現場で医療スタッフが実施する簡易検査ならびに患者自身が在宅で実施する自己検査のことであります。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社は、臨床検査用分析装置および医療機器の研究開発、製造、販売、輸出および、これら装置で使用する消耗品の製造、販売を主たる業務とし、さらにこれら装置の保守サービス等の事業活動を展開しております。

主要な製品は次のとおりであります。

品 目	主 な 製 品
採血管準備装置	採血管準備装置とその周辺機器である採血・採尿自動受付機、採血台搬送表示システム、自動検体仕分け装置、自動尿分取装置、一般検査前処理装置、P I S患者認識システムおよびアンブラベラー
検体検査装置	血液ガス分析装置、ハンディ型血液ガス分析装置、電解質分析装置および赤血球沈降速度測定機、ヘルスケア製品
消耗品等	採血管準備装置、検体検査装置およびその他に含まれる分析装置で検査時に使用する採血管、ラベル、日常校正イオン電極用常用標準血清、センサーカード、ガストロール、キャリブレーション用パック、ハルンカップ、採血管準備装置および検体検査装置の保守
その他	臨床検査システム、電子カルテ、糖度酸度分析装置および養液測定装置

(6) 主要な営業所および工場（平成28年3月31日現在）

本社 神奈川県横浜市  
支店 名古屋（名古屋市千種区）  
大阪（大阪市淀川区）  
福岡（福岡市博多区）  
営業所 札幌（札幌市中央区）  
仙台（仙台市泉区）  
甲信越（長野県松本市）  
北関東（さいたま市大宮区）  
広島（広島市中区）  
松山（愛媛県松山市）

(7) 使用人の状況 (平成28年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
186 (55)名	3名減 (2名増)	37.8歳	9.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 35,040,000株  
② 発行済株式の総数 8,760,000株  
（注）発行済株式の総数には、自己株式150,099株が含まれております。  
③ 株主数 2,048名  
④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
實 吉 繁 幸	1,409,900株	16.37%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY （常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部）	780,002株	9.05%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG （常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社）	605,435株	7.03%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	465,300株	5.40%
鈴 木 索	438,000株	5.08%
テ ク ノ メ デ ィ カ 従 業 員 持 株 会	364,900株	4.23%
株 式 会 社 オ ー ト ニ ク ス	273,600株	3.17%
鈴 木 満 寿 世	255,600株	2.96%
平 澤 修	244,100株	2.83%
重 田 康 光	190,700株	2.21%

（注）持株比率は自己株式（150,099株）を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## (3) 会社役員の状況

### ① 取締役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	實 吉 繁 幸	—
代表取締役社長	實 吉 政 知	—
常務取締役	田 口 薫	営業本部長兼東日本営業部長 兼本社営業部長
常務取締役	野 田 哲	経営管理部長兼経営企画室長
取締役	平 澤 修	医療ソリューション開発部長
取締役	松 本 俊 一	設 計 部 長
取締役	武 田 真 人	西日本営業部長 兼大阪支店長兼名古屋支店長
取締役	井 上 淳	営 業 企 画 部 長
取締役（常勤監査等委員）	皆 川 公 一	—
取締役（監査等委員）	高 良 高	—
取締役（監査等委員）	水 野 宏 治	—
取締役（監査等委員）	倉 島 君 夫	—

- (注) 1. 平成28年8月3日をもって、代表取締役会長實吉繁幸氏、常務取締役田口薫氏、常務取締役野田哲氏は、辞任により退任いたしました。
2. 平成27年6月25日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
3. 取締役高良高氏、水野宏治氏、倉島君夫氏は、社外取締役であります。

4. 当社は監査等委員である取締役4名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 監査等委員による情報収集の効率を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
6. 当社は、取締役倉島君夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 取締役および監査役の報酬等

### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (監査等委員を除く)	8名	127,747千円
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4名 (3名)	12,042千円 (5,643千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	3,444千円 (1,377千円)
合計 (うち社外役員)	12名 (3名)	143,234千円 (7,020千円)

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の定時株主総会において年額300,000千円以内と決議いただいております。
2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成14年12月17日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
4. 平成27年6月25日付で監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、同日付で監査役を退任し取締役(監査等委員)に就任した4名の支給額と人数につきましては、監査役在任期間分は監査役に、取締役在任期間分は取締役(監査等委員)に含めて記載しております。

## ③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

## ハ、当事業年度における主な活動状況

		活 動 状 況
取締役 (監査等委員)	高 良 高	平成27年6月25日の取締役就任以降に開催された取締役会13回、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。必要に応じ、経営コンサルタント事業での豊富な経験と経営全般に関する見識を有する取締役として発言をおこなっております。
取締役 (監査等委員)	水 野 宏 治	平成27年6月25日の取締役就任以降に開催された取締役会13回、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。必要に応じ、医薬品業界での主として経理部門の豊富な経験と見識を有する取締役として発言をおこなっております。
取締役 (監査等委員)	倉 島 君 夫	平成27年6月25日の取締役就任以降に開催された取締役会13回、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。必要に応じ、外資系医薬品製造販売会社の日本法人代表としての豊富な経験と見識を有する取締役として発言をおこなっております。

(注) 取締役会出席回数および監査等委員会出席回数は、監査等委員会設置会社移行後の期間に係るものであります。

## ニ、会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

取締役水野宏治氏は、当社代表取締役社長實吉政知の三親等の親族(姻族)であります。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	161,000千円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金額その他の財産上の利益の合計額	161,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。また、監査契約に基づき支払うべき報酬等の額は確定していないため、概算値によっております。
2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、訂正報告書に係る監査報酬の額を含んでおります。
3. 監査等委員会は、会計監査人の活動内容および報酬実績を確認し、当事業年度の監査計画、報酬見積りの算出根拠が適正であることを確認したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会の決議内容の概要は以下のとおりであります。（最終改定 平成27年6月25日）

- ① 取締役および使用人（＝社員）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針について決定するとともに、定期的に状況報告を受ける。
  - ロ. 取締役の職務執行にあたっては、取締役相互で監視するほか、監査等委員会による監査を受ける。
  - ハ. 業務部門から独立した代表取締役直轄部門の内部監査室による内部監査を実施し、法令および定款に反する行為の有無の監視をおこなう。
  - ニ. 法令違反又は社内ルール違反を役職員が発見した場合の報告体制をコンプライアンス規程において整備することにより、通報者の保護に配慮した内部通報制度を構築する。
  - ホ. コンプライアンスの取り組みは経営企画室が統括し、『倫理規程および行動規範』および『コンプライアンス規程』の徹底を図るべく、使用人（＝社員）教育等を、同部門を中心としておこなう。
  - ヘ. 使用人（＝社員）の職務の執行状況を定期的に各部門長へと報告させ、取締役は使用人（＝社員）の職務執行状況が、法令および定款等に適合しているかを監視する。
  - ト. 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法の定めに従い、経理業務に関する規程を整備するとともに、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを識別し、予防および牽制機能の整備・運用・評価を継続して不備があれば是正していく体制を整備する。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. 経営企画室を主担当部門とし、リスクの洗い出しと見直し、対応策の策定を継続的に進める。各部門長は担当部門のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスクの管理とリスクの極小化を図るとともに、万が一不測の事態が発生した場合においては、予め定めている『トップへの緊急報告制度』に則り、速やかに代表取締役へ報告し、代表取締役を責任者として、速やかに必要な対策を講じる。

ロ．リスク発生の可能性を認識したうえで、リスク発生の回避あるいは極小化および発生した場合の対策を講じる。

③ 取締役の職務執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

イ．取締役の職務執行は、所定の規程に沿って策定される経営計画に則りおこなう。その計画の履行状況は経営会議（＝全国責任者会議）にて確認する。

ロ．取締役の職務執行の効率性を確保するための体制として、職務分掌規程および権限規程に従って取締役は業務を執行し、毎月定期的に取締役会を開催し、各取締役から職務の執行状況について報告するとともに、必要に応じて随時に臨時取締役会の開催をおこなう。

④ 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

代表取締役は、『文書取扱規程』に従って、取締役・社員が適切に各種議事録等、取締役の職務執行にかかる情報および文書（電磁的記録を含む）を整備し、保存・管理するように指導する。取締役および監査等委員は、必要に応じて当該文書を閲覧することができる。

⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（＝社員）に関する事項、当該使用人（＝社員）の他の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会から職務補助者（監査等委員会スタッフ）の設置について要請があった場合には、監査等委員と他の取締役が協議のうえ、専任または兼任の使用人を監査等委員会スタッフとして配置するものとする。当該スタッフは、監査等委員会スタッフ業務に関し監査等委員会の指揮命令下に置くものとする。また、当該スタッフの人事考課については監査等委員会がおこない、人事異動については、監査等委員会の事前同意を得たうえで決定するものとし、他の取締役からの独立性を確保する。

⑥ 取締役および使用人（＝社員）が監査等委員会に報告するための体制ならびに報告をおこなった者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．取締役および使用人（＝社員）は、監査等委員が出席する取締役会・経営会議（＝全国責任者会議）等において、その担当する職務の執行状況について報告するとともに、随時、各監査等委員の求めに応じて業務執行状況の報告をおこなう。

- ロ. 取締役および使用人（＝社員）は、法令等に違反する事項あるいは当社に著しい損害を及ぼす恐れがあると判断される事項が発生した場合は、監査等委員に対して遅滞なく報告する。
- ハ. 監査等委員に報告をおこなった者が当該報告をしたことを理由に不利益取扱いを受けないことを確保する体制とする。

⑦ その他監査等委員会の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- イ. 監査等委員は取締役会のみならず他の重要と判断される社内会議に出席することができ、かつ必要に応じて他の取締役に対して必要な調査・報告等の要請をおこなう。
- ロ. 監査等委員は、緊急の問題が発生した場合は、会計監査人と随時相談をおこなう。
- ハ. 監査等委員は、代表取締役との間において定期的な意見交換会を設定する。

⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、総務室において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 平成27年6月25日付で監査等委員会設置会社へと移行し、監査等委員による取締役会の監督機能を強化することで、コーポレート・ガバナンス体制を強化し、経営の透明性、効率性の向上を図っております。
- ② 当事業年度において取締役会を17回開催し、経営の基本方針に係る重要事項を決議するとともに、各取締役の職務の執行状況等につき監督をおこなっております。

- ③ 当事業年度において、取締役、監査等委員ならびに本社各部署・支店・営業所の責任者の出席のもと「全国責任者会議」を5回開催し、経営計画の進捗についての確認、重要情報の共有等をおこなっております。
- ④ 監査等委員会、会計監査人並びに内部監査室が、必要に応じて随時会合を持ち、相互に監査範囲・結果・状況等についての情報共有と交換をおこなっております。
- ⑤ 新入社員を対象にした情報セキュリティ・内部統制等に係る教育研修をはじめ、各種法令・コンプライアンスの遵守に向けた取組みを継続的に実施しております。

#### (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要施策の一つと位置付けし、経営環境、業績に裏付けられた成果の配分と、内部留保額の決定をおこなうことを基本方針としております。

各事業年度における配当の回数につきましては、期末配当のみ1回を基本としておりますが、業績の状況に応じて中間配当制度を活用し、株主の皆様への適切な利益還元を図りたいと考えております。

なお、当社は取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をおこなうことができる旨を定款に定めております。

剰余金の配当決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保金につきましては、激変する社会の変化、医療の変化に迅速に対応すべく、不断の技術革新に努め、市場ニーズに対応した新規性のある製品の研究開発やグローバルな事業戦略の展開を積極的におこなうために有効投資をし、収益の向上を図り株主の皆様へ還元してまいりたいと考えております。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	13,341,745	流動負債	2,498,597
現金及び預金	7,959,098	買掛金	1,573,942
受取手形	986,457	未払金	236,916
電子記録債権	189,215	未払費用	52,539
売掛金	2,047,668	未払法人税等	420,591
商品及び製品	1,752,115	未払消費税等	31,628
仕掛品	189,203	前受金	61,830
原材料及び貯蔵品	64,702	預り金	9,519
前払費用	10,901	賞与引当金	110,282
繰延税金資産	137,476	その他	1,347
その他	5,407	固定負債	221,279
貸倒引当金	△500	役員退職慰労引当金	100,625
固定資産	1,459,330	製品保証引当金	33,919
有形固定資産	1,291,961	その他	86,734
建築物	402,872	負債合計	2,719,876
構築物	685	純 資 産 の 部	
機械及び装置	78,060	株主資本	12,081,200
工具器具備品	23,015	資本金	1,069,800
土地	787,326	資本剰余金	967,926
無形固定資産	22,289	資本準備金	967,926
電話加入権	1,177	利益剰余金	10,361,241
特許権	675	利益準備金	18,483
商標権	466	その他利益剰余金	10,342,757
ソフトウェア	19,969	別途積立金	6,800,000
投資その他の資産	145,079	繰越利益剰余金	3,542,757
出資金	7,510	自己株式	△317,767
繰延税金資産	43,416	純資産合計	12,081,200
その他	94,153	負債純資産合計	14,801,076
資産合計	14,801,076		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,032,422
売 上 原 価		5,022,693
売 上 総 利 益		4,009,728
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,368,773
営 業 利 益		1,640,955
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,576	
受 取 配 当 金	1,629	
保 険 返 戻 金	1,079	
そ の 他	408	4,694
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	91	91
経 常 利 益		1,645,558
特 別 利 益		
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額	157,487	157,487
税 引 前 当 期 純 利 益		1,803,045
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	588,737	
法 人 税 等 調 整 額	17,272	606,010
当 期 純 利 益		1,197,035

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,069,800	967,926	967,926	18,483	6,300,000	3,988,868	10,307,352
誤謬の訂正による累積的影響額						△766,470	△766,470
遡及処理後当期首残高	1,069,800	967,926	967,926	18,483	6,300,000	3,222,398	9,540,881
当期変動額							
剰余金の配当						△376,675	△376,675
当期純利益						1,197,035	1,197,035
別途積立金の積立					500,000	△500,000	—
自己株式の取得							
当期変動額合計	—	—	—	—	500,000	320,359	820,359
当期末残高	1,069,800	967,926	967,926	18,483	6,800,000	3,542,757	10,361,241

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△217	12,344,861	12,344,861
誤謬の訂正による累積的影響額		△766,470	△766,470
遡及処理後当期首残高	△217	11,578,390	11,578,390
当期変動額			
剰余金の配当		△376,675	△376,675
当期純利益		1,197,035	1,197,035
別途積立金の積立		—	—
自己株式の取得	△317,550	△317,550	△317,550
当期変動額合計	△317,550	502,809	502,809
当期末残高	△317,767	12,081,200	12,081,200

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## (個別注記表)

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 棚卸資産の評価基準および評価方法

製品、仕掛品および原材料 …月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）につきましては定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	: 8～38年
構築物	: 15～20年
機械及び装置	: 7～12年
工具器具備品	: 2～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

###### ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

###### 商標権

商標権については、定額法（償却期間10年）を採用しております。

###### 特許権

特許権については、定額法（償却期間8年）を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績

率により、貸倒懸念債権等の特定債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込

額に基づき計上しております。

##### ③ 役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上して

おります。

##### ④ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく

期末支給額を計上しております。

##### ⑤ 製品保証引当金……………販売済み製品の無償でおこなう消耗部品の取替費用に充てる

ため、販売台数を基準として過去の実績率により算定した額を計上しております。

(4) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

**2. 誤謬の訂正に関する注記**

当事業年度において経営者が関与した売上取引に関して不適切な会計処理が過年度より行われていたことが判明したため、誤謬の訂正を行っております。

これにより、当事業年度の期首の利益剰余金が766,470千円減少しております。

**3. 貸借対照表に関する注記**

有形固定資産の減価償却累計額 654,124千円

**4. 損益計算書に関する注記**

棚卸資産は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

190,369千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	8,760,000株	—	—	8,760,000株
自己株式				
普通株式	99株	150,000株	—	150,099株

(注) 普通株式の自己株式数の150,000株増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

### ① 配当金支払額等

平成27年6月25日開催の第28期定時株主総会決議による配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	376,675	43	平成27年3月31日	平成27年6月26日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの該当事項はありません。

(3) 当事業年度末日における新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社の資金需要は、生産活動に必要な運転資金、事業規模の成長に応じて製品および消耗品の出荷・検品作業並びに研究開発施設の増設をおこなうための設備投資資金、市場の潜在需要を掘り起こす新しい価値をもった独創的新製品の開発および既存製品の製品競争力強化のための研究開発資金が主な内容であります。当社では資金の使途、目的に応じ、営業活動から得られるキャッシュ・フローや金融機関からの借入等、調達方法を組み合わせ、資金の確保に努めております。また、保有資金の運用は極めて安全性の高い短期的な預金等に限定しております。

#### ② 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程および債権管理規程に従い、取引単位で期日管理と残高管理をおこなっております。

出資金は、出資先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の取締役会規程に従い、出資単位で出資の可否および継続の判断をおこなっております。

営業債務である買掛金は、概ね1年以内の支払期日であります。

営業の主たる目的以外の取引に関する債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当事業年度の決算日）における、貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	7,959,098	7,959,098	—
(2) 受取手形	986,457	986,457	—
(3) 電子記録債権	189,215	189,215	—
(4) 売掛金	2,047,668		
貸倒引当金	△500		
売掛金（純額）	2,047,168	2,047,168	—
(5) 買掛金	1,573,942	1,573,942	—
(6) 未払金	236,916	236,916	—
(7) 未払法人税等	420,591	420,591	—
(8) 未払消費税等	31,628	31,628	—
(9) 預り金	9,519	9,519	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 売掛金

時価は、一定の期間ごとに区分した売掛金ごとに、売掛金を満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値によっておりますが、算出した時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、信用リスクは個別に把握することが困難なため、貸倒引当金を信用リスクとみなし、それを控除したものを時価とみなしております。

負 債

(5) 買掛金、(6) 未払金、並びに(9) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 未払法人税等、並びに(8)未払消費税等

これらは短期間で納付されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
出資金	7,510

これらについては、現金を受け取るまでの期間または現金を返還するまでの期間を合理的に見積もることが困難であり、時価を把握することが極めて困難と認められることから、前掲の表から除外しております。

## 7. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

##### 繰延税金資産（流動）

未払事業税	22,641千円
賞与引当金	33,966千円
貸倒引当金	154千円
棚卸資産評価損	75,993千円
その他	4,721千円

繰延税金資産（流動）小計 137,476千円

##### 繰延税金資産（固定）

製品保証引当金	10,431千円
役員退職慰労引当金	30,797千円
その他	2,187千円

繰延税金資産（固定）小計 43,416千円

繰延税金資産合計 180,892千円

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.3%から30.8%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%から30.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9,039千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### 役員および個人主要株主等

種 類	会社等の名称 又は氏名	資本金又は 出資金 (千円)	事業の容 内又は職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
主要株主（個人）およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社	藤オートニクス	30,000	製造業	(被所有) 直接 3.1	なし	製造委託等	製品等 の購入 (注2)	458,851	買掛金	182,756
						研究開発業務の委託	製品開発 の委託 (注2)	4,807	未払金	4,824
						製品販売等	製品等 の販売 (注3)	11,385	売掛金	270

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。
2. 製品等の購入、および研究開発業務の委託については、提示された見積りを他社より入手した見積りと比較の上交渉により決定しており、他の取引先と同様の条件で製品等を購入、および研究開発業務の委託をしております。
3. 製品等の販売については、市場価格を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額    | 1,403円18銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 136円78銭   |

独立監査人の監査報告書

平成28年8月19日

株式会社テクノメディア  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 阪 田 大 門 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 浅 井 則 彦 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テクノメディアの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

誤謬の訂正に関する注記に記載のとおり、会社は当事業年度において、過年度の誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査結果を審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査等委員及び監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査等委員による監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。さらに、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから、両者の協議の状況ならびに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 第三者委員会の調査の結果、売上取引の一部につき不正な会計処理が行われ、これに元取締役が関与していたことが判明しました。取締役会は、経営者の業務執行の監督機関として十分に機能しておりませんでした。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当でありましたが、当該内部統制システムは適正に運用されておりませんでした。財務報告に係る内部統制の不備の改善状況につき、今後、監査等委員会として改善状況を監視してまいります。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年8月19日

株式会社テクノメディア	監査等委員会
常勤監査等委員 皆川公一	Ⓔ
監査等委員（社外取締役） 高良高	Ⓔ
監査等委員（社外取締役） 水野宏治	Ⓔ
監査等委員（社外取締役） 倉島君夫	Ⓔ

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

剰余金の配当について、基準日を定めておこなうことが出来る旨の規定を新設するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(期末配当の基準日) 第38条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 (新 設)	(剰余金の配当の基準日) 第38条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 <u>② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>

## 第2号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要施策の一つと位置付けし、経営環境、業績に裏付けられた成果の配分と、内部留保額の決定をおこなうことを基本方針としております。

剰余金の配当およびその他の剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開および安定配当の維持等を総合的に勘案して、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

### 1. 剰余金配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
1株につき金43円とさせていただきますと存じます。  
当社普通株式 1株につき金43円 総額370,225,743円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年9月16日といたしたいと存じます。

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 減少する剰余金の項目とその額  
繰越利益剰余金 500,000,000円
- ② 増加する剰余金の項目とその額  
別途積立金 500,000,000円

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	さねよしまさとも 實吉政知 (昭和48年4月1日生)	平成7年4月 株式会社オートニクス入社 平成11年6月 当社入社 平成14年4月 当社 総務室長就任 平成21年6月 当社 取締役総務室長就任 平成25年6月 当社 取締役社長補佐就任 平成26年6月 当社 代表取締役社長就任（現任）	180,900株
2	ひらさわよしむ 平澤修 (昭和28年9月24日生)	昭和52年4月 株式会社常光入社 昭和62年9月 当社入社 取締役開発部長就任 平成14年4月 当社 取締役医療ソリューション開発部長就任（現任）	244,000株
3	まつもととしかず 松本俊一 (昭和30年2月3日生)	昭和53年4月 株式会社常光入社 昭和62年9月 当社入社 取締役設計部長就任（現任）	146,100株
4	たけだまさひと 武田真人 (昭和37年2月24日生)	昭和61年4月 株式会社三幸商会入社 平成9年3月 当社入社 平成16年1月 当社 名古屋支店長就任 平成21年4月 当社 西日本営業部長兼名古屋支店長就任 平成21年6月 当社 取締役西日本営業部長兼名古屋支店長就任 平成26年6月 当社 取締役西日本営業部長兼大阪支店長兼名古屋支店長就任（現任）	6,200株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	いのうえ じゅん 井上 淳 (昭和44年10月24日生)	平成4年4月 山本商会入社 平成6年7月 当社入社 平成16年4月 当社 北関東営業所長就任 平成21年4月 当社 東日本営業部長兼北関東営業所長就任 平成21年6月 当社 取締役東日本営業部長兼北関東営業所長就任 平成22年4月 当社 取締役東日本営業部長兼本社営業部長就任 平成25年6月 当社 取締役営業企画部長就任(現任)	9,400株
6	はぎわら ひとし 萩原 一志 (昭和27年10月10日生) 【新任】	昭和51年4月 三井東圧化学株式会社(現三井化学株式会社)入社 平成19年4月 三井化学株式会社 財務部長 平成21年4月 三井化学アグロ株式会社 取締役常務執行役員企画管理本部長 平成23年4月 三井化学アグロ株式会社 常勤監査役 平成27年6月 三井化学アグロ株式会社 常勤監査役退任 平成28年7月 当社入社 経営管理部長付兼経営企画室長付就任 平成28年8月 当社 経営管理部長兼経営企画室長就任(現任)	一株

(注) 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員することといたしたく、選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
やすかたようすけ 安 酸 庸 祐 (昭和32年12月26日生) 【新任】	平成5年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 和田隆二郎法律事務所入所 平成16年4月 ときわパートナーズ法律事務所設立	一株

(注) 1. 候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。

2. 安酸庸祐氏は、社外取締役候補者であります。

3. 安酸庸祐氏は、弁護士としての深い見識を有し、上場企業における顧問弁護士等の経験から企業法務にも精通しており、客観的かつ公正な立場から当社の経営を監督いただけることを期待し、当社社外取締役として選任をお願いするものであります。

4. 安酸庸祐氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏を独立役員として指定する予定であります。

5. 安酸庸祐氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、平成28年8月22日付で当社との監査契約を合意解除いたしました。これにより同監査法人は、同日をもって当社の会計監査人を退任いたしました。

これに伴い、平成28年8月22日開催の監査等委員会において、監査法人シドーを一時会計監査人に選任いたしました。

つきましては、一時会計監査人であります監査法人シドーを、改めて会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が監査法人シドーを会計監査人の候補者とした理由は、当社が会計監査人に求める専門性、独立性、職務遂行能力を備え、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を有していると判断したためであります。

会計監査人候補者の概要等は、次のとおりであります。

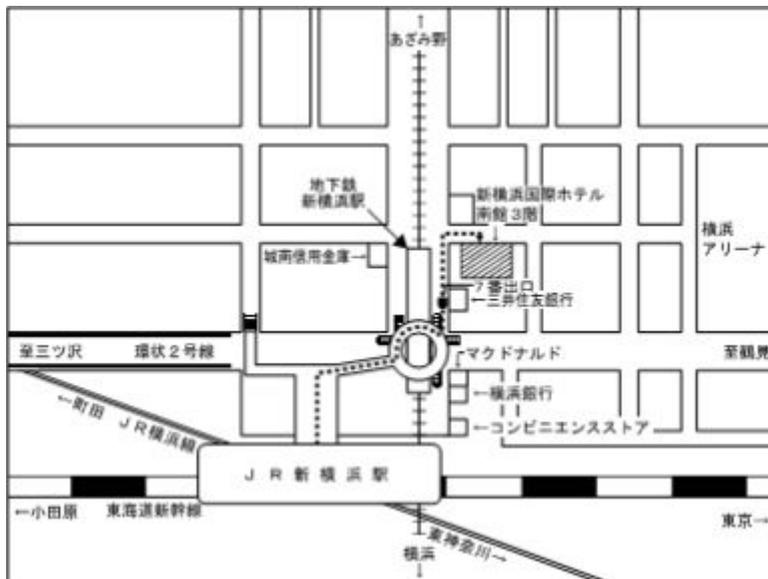
名 称	監査法人シドー
所在地	主たる事務所 神奈川県横浜市中区山下町74番1 大和地所ビル
沿 革	2007年9月 設立
概 要	構成人員 社員公認会計士 7名 その他の職員 2名  関与会社 24社

(平成28年6月30日現在)

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場：横浜市港北区新横浜三丁目18番1号  
新横浜国際ホテル南館3階 「チェスターハウス」  
電話番号 045 (473) 1311



### ご利用いただく交通機関

JR新横浜駅・北口より歩行者デッキを利用し徒歩3分  
横浜市営地下鉄新横浜駅7番出口より徒歩1分

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいませうようお願い申し上げます。